

政治倫理条例検討会運営方針(案)

1 会議の開催

- (1) 検討会の会議は、原則として、6月、9月、11月及び2月定例議会初日の本会議後に開催する。
- (2) 検討会の会議は、原則として、第一委員会室で開催する。

2 開会

検討会の会議の開会は、会員の出席状況が過半数以上に達した後、会長が宣告する。

3 欠席・遅刻の連絡

会員は、検討会の会議にやむを得ない理由により欠席し、又は遅刻するときは、当該検討会の会議の開催前に、必ず会長若しくは副会長又は区議会事務局長に連絡する。

4 傍聴

検討会の会議の傍聴に関し必要な事項は、文京区議会委員会傍聴規程(昭和46年10月2日施行)を準用する。

5 資料等の送付

検討会の会議次第及び資料は、事前に会長及び副会長の了承を得た上で、当該検討会の会議の開催日5日前までに、全議員に閲覧可能な形で会議システムに格納する。